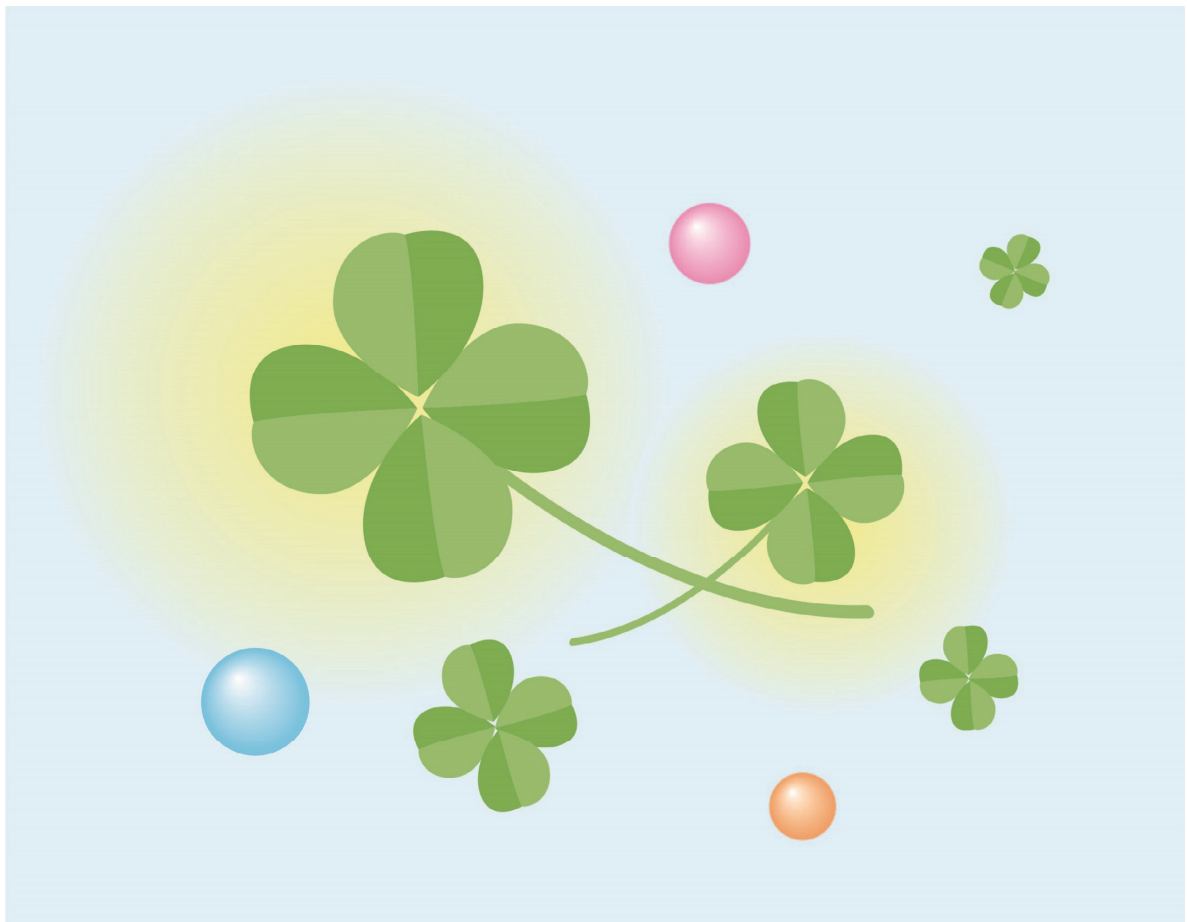


第4期 桑名市地域福祉活動計画

～ 地区別の取組とともに ～

2021（令和3）年度～2024（令和6）年度

（概要版）



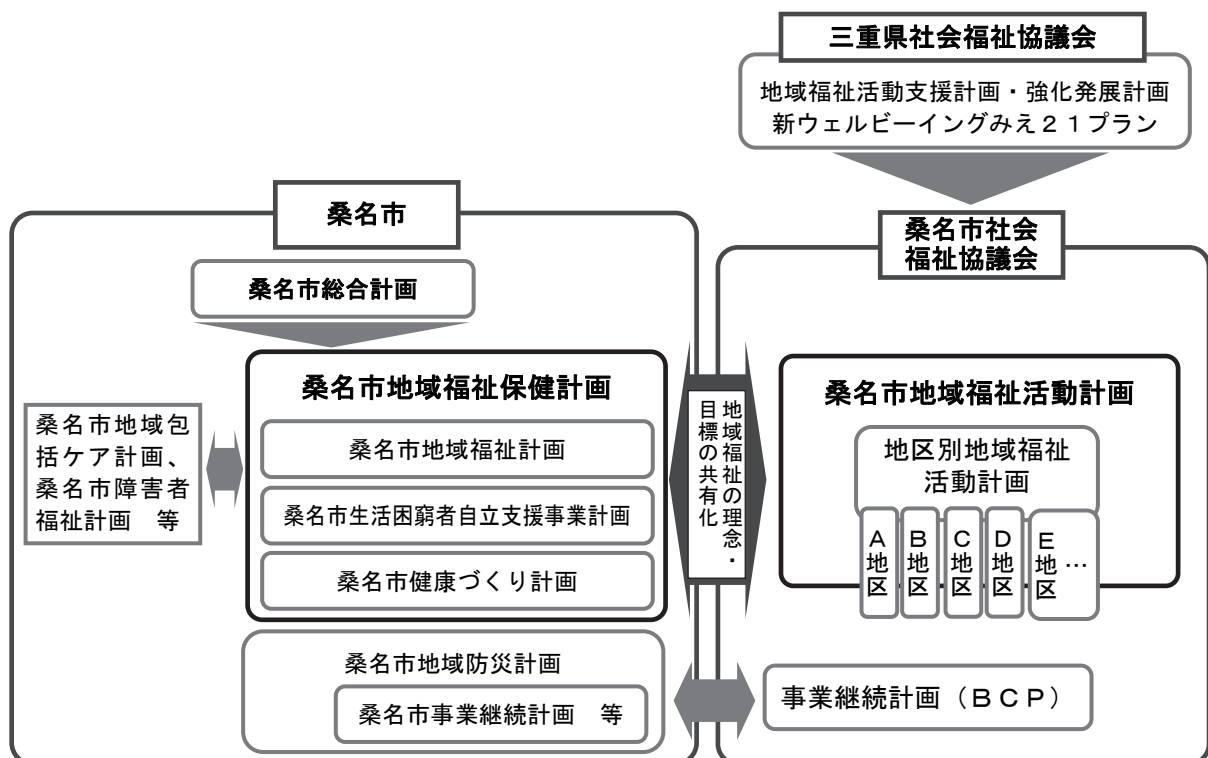
I 桑名市地域福祉活動計画とは

【計画策定の背景と趣旨】

桑名市では、できるだけ多くの市民が住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けて人生の最期を迎えられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。これは、自宅をはじめとする「住まい」を確保した上で、「医療」、「介護」、「予防」及び「生活支援」を一体的に提供するための地域づくりです。この考え方は、桑名市が策定する保健福祉関連計画に共通したものです。

2019（令和元）年度に策定された「桑名市地域福祉保健計画」は、「生活支援」と「予防」の部分について、「自助」を基本としながら、住民同士の支え合いによる「互助」により、どう担っていくかを示すとともに、多職種の専門職の連携による支援の指針となっています。

桑名市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）では、「桑名市地域福祉保健計画」の理念や目標が、地域において具体的に展開されるよう、各地域に応じた分野を超えた包括的な支援体制の整備を図るとともに、住民主体の地域活動が促進される環境整備の強化・充実をめざして、市の計画と相補的な関係となる「桑名市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。



【計画の期間】

この計画の期間は、市の地域福祉計画との整合性を考慮して、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度の4年間とします。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

地域ヒアリングで把握した課題の解決に向け、各地域の社会資源を最大限活用するとともに、それらの連携で、より効果的な住民主体の取組につなげることをめざしています。

【基本理念】

全員参加で課題解決
～みんなが はぐくみ つくる くわなのまち～

基本目標

- 1：地域を支える『人づくり』
- 2：地域を見守る『仕組みづくり』
- 3：地域をつなげる『場づくり』

【地域ヒアリングから見てきた共通課題】

- ・自治会長や民生委員、老人クラブの役員など地域の担い手の数が足りない。
- ・老人クラブや子ども会、婦人会といった地域の組織に入る人が減ってきて、地域活動への参加が減っている。
- ・地域活動への参加や地域組織への加入者が減ってきているため、地域の中での情報の共有ができなくなっている。
- ・地域内の老人クラブや子ども会などの加入者が減ってきているため、地域で協力してイベント・行事を実施することや企画していくことが困難となってきた。
- ・盆踊りや祭りなどといった地域イベントへの参加状況を世代別にみると、30～40代は子どもと一緒に参加や協力が得られているが、50～60代の参加が減ってきている。
- ・60歳で一旦退職するが、その後も働いていて70歳を過ぎても夫婦ともに働いている人たちが増えてきているため、地域イベントへの参加や役員など担い手となれない人が多い。

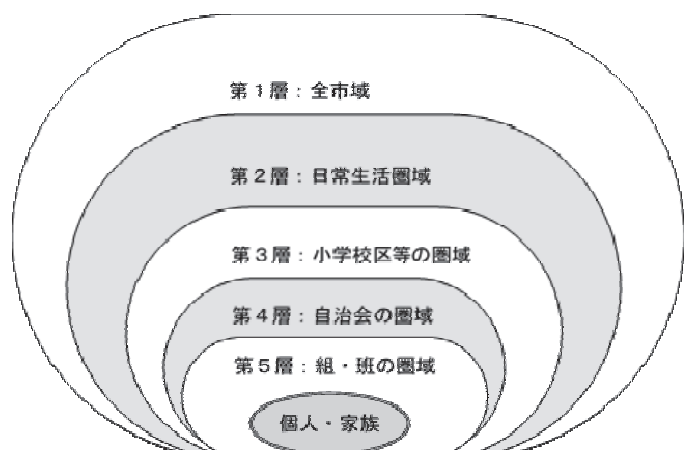
まとめ

- ・地域の活動者の後継者問題による、地域の推進力が低下してきている。
- ・地域住民どうして顔を合わせる機会が減り、希薄な地域となってきた。
- ・地域住民活動の力が低下し、イベントの企画や実施が困難となり、結果、参加の機会が減ってきている。

※基本理念と基本目標は、市の「桑名市地域福祉保健計画」と共有化を図り、全市的に地域共生社会の実現をめざします。

【地域福祉圏域の設定】

5つの層で圏域を設定し、それぞれの圏域の特性に応じて課題解決を図るための取組を推進していきます。



Ⅲ 施策の方向性と市社協の取組

本計画は、「桑名市地域福祉保健計画」を踏まえた計画ですが、市の基本理念、基本目標、施策の

基本理念	基本目標	施策の方向性	
全員参加で課題解決くみんながはぐくみつくるくわなのまち	1 地域を支える『人づくり』 2 地域を見守る『仕組みづくり』 3 地域をつなげる『場づくり』	1 地域共生社会の実現を目指すネットワークの構築	1-1 地域福祉に関する啓発（情報発信） 1-2 分野を超えた包括的なネットワークの構築 1-3 権利擁護の推進
		2 地域における的確な情報提供と相談支援体制の確立	2-1 生活に関する情報提供の充実 2-2 総合的な相談支援体制の充実 2-3 福祉サービス等の利用支援の充実
		3 地域における安全・安心の体制づくり	3-1 災害時に備えた体制づくり 3-2 要支援者の支援方策の充実 （3-3 地域における防犯体制の強化）
		4 地域を支える人材の育成	4-1 福祉教育の推進 4-2 活動に取り組むきっかけづくり 4-3 ボランティアの育成 4-4 地域活動の推進
		5 地域活動拠点の整備	5-1 地域における交流の場づくり 5-2 高齢者や障害のある人が活躍できる場づくり
		6 生活を守る移動・外出支援の確保	6-1 有効な移動・外出支援の検討 （6-2 誰もが外出しやすいユニバーサルデザインのまちづくり）
		7 生活困窮者の自立と社会参加の促進 【生活困窮者自立支援事業計画】	○ 生活困窮者主体の包括的・早期的な支援の提供 ○ 生活困窮者を支えるネットワークづくりを通じた地域共生社会の実現
		8 市民の主体的な健康づくりの推進 【健康づくり計画】	○ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の充実 ○ 領域別取組（栄養・食生活、身体活動（生活活動・運動）、休養・こころの健康、たばこ、歯・口腔の健康）の推進

方向性に合わせ、市社協で実施している取組は次のとおりです。

市社協の取組

- ▶ 【1-1】社会福祉大会の開催／長島福祉健康まつり／共同募金活動の推進
- ▶ 【1-2】生活支援体制整備事業（地縁団体等多様な主体への働きかけ、関係者のネットワーク化）／多職種連携ネットワークの構築／地域力強化推進事業／自立相談支援事業（市からの受託事業）／家計改善支援事業（市からの受託事業）／学習支援事業「学びサポート」（市からの受託事業）
- ▶ 【1-3】桑名福祉後見サポートセンターの運営・推進／成年後見制度の広報・啓発、市民向けの講演会の開催／司法書士による成年後見制度相談会、成年後見制度に関する相談／虐待防止、権利擁護の推進
- ▶ 【2-1】生活支援体制整備事業（地域のニーズと資源の状況の見える化）
- ▶ 【2-2】福祉総合相談窓口の設置／民生委員児童委員協議会連合会との連携／障害者相談支援事業／特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所
- ▶ 【2-3】日常生活自立支援事業（福祉サービス利用や金銭管理などの支援）／生活福祉資金／しあわせ金庫／介護予防事業の展開／居宅介護支援事業所の運営／訪問介護事業所の運営／居宅介護事業所の運営／介護保険要介護認定調査（市からの受託事業）／障害支援区分認定調査（市からの受託事業）
- ▶ 【3-1】防災備蓄の充実
- ▶ 【3-2】児童発達支援センター／配食弁当サービス事業（一人暮らし高齢者などへ届ける配食サービス）／訪問給食サービス（調理が困難な一人暮らし高齢者を対象）／母子生活支援／養護老人ホームの運営／通所介護事業所の運営（多度すこやかセンター、桑名福祉センター、桑名北部老人福祉センター、多度すこやかセンター、長島デイサービスセンター）／保育園
- ▶ 【4-1】福祉教育、啓発活動の推進／実習生などの受け入れ
- ▶ 【4-2】介護職員実務者研修／個人、グループの登録推進、活動支援／就労準備支援事業（市からの受託事業）
- ▶ 【4-3】生活支援体制整備事業（生活支援の担い手の養成）／ボランティア講座の開催／ボランティアセンターだよりの発行／精神保健ボランティアの養成とフォローアップ
- ▶ 【4-4】ボランティア連絡協議会の活動支援／ボランティアの派遣調整／地区社協の育成支援／地区社協の新規設立／桑名市地域福祉保健計画推進への協力／桑名市地域福祉活動計画の推進
- ▶ 【5-1】福祉まつり事業の開催（多度すこやかフェスタの開催）／ふれあいサロンへの協力／一人暮らし高齢者のつどい事業／まめじゃ会（長島支所）への協力／一人暮らし高齢者等生きがい広場の開催／夏季学童保育所／子育て支援事業／生活支援体制整備事業（生活支援の担い手の養成）【再掲】／輪中ドームテニススクール事業の共催／会長杯卓球大会、会長杯テニス大会（車いす、ソフト、テニス）の共催／健康づくり教室／在宅障害者デイサービス事業（市からの受託事業）／宅老所の活動・運営支援／「通いの場」の創出／在宅障がい児者サポート事業（親子対象のバス旅行）／福祉施設の管理運営（総合福祉会館、桑名福祉センター、桑名北部老人福祉センター、多度すこやかセンター、長島福祉健康センター、長島デイサービスセンター）／社会福祉会館の管理運営／生涯学習施設の管理運営（大山田コミュニティプラザ、桑名市スター21、陽だまりの丘生涯学習交流センターぽかぽか）／音楽療法事業（社会福祉施設や地域イベントへ音楽療法士の派遣）
- ▶ 【5-2】介護予防・日常生活支援サービスの通所型サービスB（健康・ケア教室）／精神障がい者ふれあいサロン事業／障害者就労継続支援B型事業所（新規：令和4年度から実施予定）／福祉ヴィレッジ敷地内店舗事業
- ▶ 【6-1】移動支援事業／福祉有償運送事業／福祉車両貸出・車椅子貸出事業／桑名市介護保険特別給付等乗降介助サービス

・複雑多様化する相談ニーズに対応できる職員及び体制の整備

・コロナ禍におけるフレイル防止に関する市保健医療課との連携等
・新型コロナワクチン接種に対する市社協ならではの協力

■地域福祉活動計画の地区別の取組

■事業継続計画（BCP）

Ⅳ 計画の推進

市社協は、市全体から地区別に至るまで、さまざまな課題に応じて地域福祉圏域を柔軟に考え、全体を捉えながら地域福祉を推進していきます。

【社会福祉協議会の基盤強化】

(1) 法人理念の実現に向けた業務の遂行

全職員が「地域福祉を推進する」という法人理念を共有し、地域を念頭に置きながら担当業務を行います。その実現に向けて具体的な取組を計画的に遂行します。

また、被災時等においても、地域福祉に関する取組が滞りなく行われるよう、事業継続計画（BCP）に基づき業務を遂行します。

(2) 職員の資質向上

法人理念に基づいた職員の資質向上を図るため、情報セキュリティはもとより、地域福祉推進を目的とした研修の機会を設けます。

また、職員一人ひとりは、被災時等非常時において円滑に業務を遂行できるためにも、時代のニーズに対応できるよう、努力を惜しまず、自らの資質向上に努めます。

さらに、ニーズも踏まえて、地区別の地域福祉活動を推進するため、提案等を行い、地区別の持続可能な地域福祉活動のためマンパワーや財源等を確保していきます。

(3) ニーズの把握

市社協は、地区社協の取組を支援することや、訪問活動を通じてアセスメントを行い、常に地域住民のニーズに耳を傾け、ニーズを把握します。また、市が実施するアンケート等の結果を改めて分析することで、客観的視点でニーズを捉え直し、活動に反映させます。

(4) 地域資源のネットワークの推進

多様な地域生活課題を解決するため、各種専門職とのネットワークを構築するとともに、他法人（地方独立行政法人 桑名市総合医療センターなど）と連携した地域貢献活動を実施します。

さらに、地域共生社会の実現に向けて地域福祉と保健（健康づくり）に関する取組を健康推進委員会など関連団体との連携のもと進めるとともに、ウィズコロナ・アフターコロナに応じた地域の公衆衛生にも寄与しながら、そこでしか得られない貴重な機会を、さらなるネットワークの構築につなげます。

【計画の推進体制】

(1) 計画推進の流れ

本計画は、あらゆる機会において地域住民の意見を聴取しながら、進化していく計画であり、常に加筆・修正を繰り返し、地区の実情等に即した生きた計画として、地域住民にとって具体的な活動指針となることを目指します。

計画の推進にあたっては、地区別にある地区社協をはじめとした老人クラブや民生委員、福祉関係団体以外にも連合自治会などの総会に市社協が出向き、本計画を周知するとともに意見聴取・意見交換を行い、それを計画に反映させ、共に推進することにつなげます。

また、総会の次には、各会につながっていき、その機会にも同席するとともに、本計画を情報発信ツールとして活用することにより、これまであまり聞き取ることができなかった無関心であった若い世代や外国人などからの声の聴取をきっかけとして、自然に参画できるよう進めていきます。

●計画推進の具体的な流れ

令和3年度	▶計画の周知→意見聴取→計画内容に反映 ・総会等における説明と意見聴取 ・地区の活動支援を通じた意見聴取 ・子育て支援の場における意見聴取 等
令和4年度以降	▶計画の進捗→具体的な取組の開始→計画のさらなる進化

(2) 地域内における地域生活課題等についての話し合いの推進

地域共通の課題について多様な主体で話し合う機会づくりを行います。

① 地区社協の事業に事業検討部会の設置の提案

地域課題を見つめなおし、具体的な活動について検討していくための方法として各地区社協に事業検討部会を設置することが考えられます。

○社協職員が行う役割

- ・設置に向けて社協の職員が趣旨などについての説明を行います。
- ・社協職員がその地域についての検討材料として、地域情報を整理して提示します。
- ・他地区社協の活動情報の提供や情報交換の機会づくりを行います。

② 「まちづくり協議会」と「地区社協」でお互いに協力し、地域での「話し合い」の場設置の提案

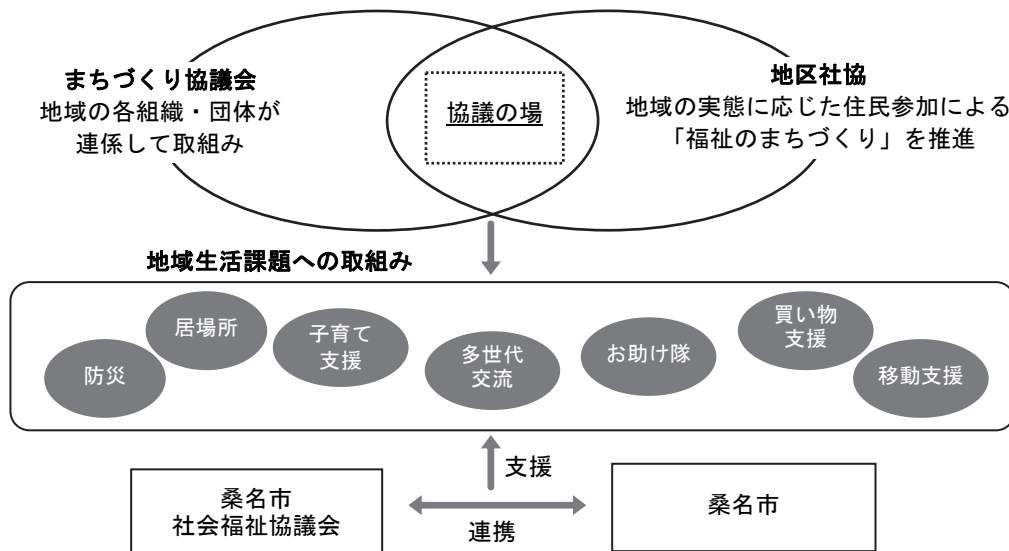
地域の中での「話し合いの場」として、現在、まちづくり協議会の設置に向けて各地域の中でさまざまな団体が集まり、話し合いが行われています。この中では地域生活課題など福祉的な困りごとについても含まれてくるとされるため、まちづくり協議会と地区社協が、互いに協力・連携して、地域での「話し合い」ができるよう提案します。

なお、全市画一的な形態とはせず、各地域において話し合いながら最適な形を考えていきます。方法として2つのパターンが考えられます。

A：協議体型

1つ目は「まちづくり協議会」と「地区社協」が「話し合いの場」を同一の会議体として行う形です。

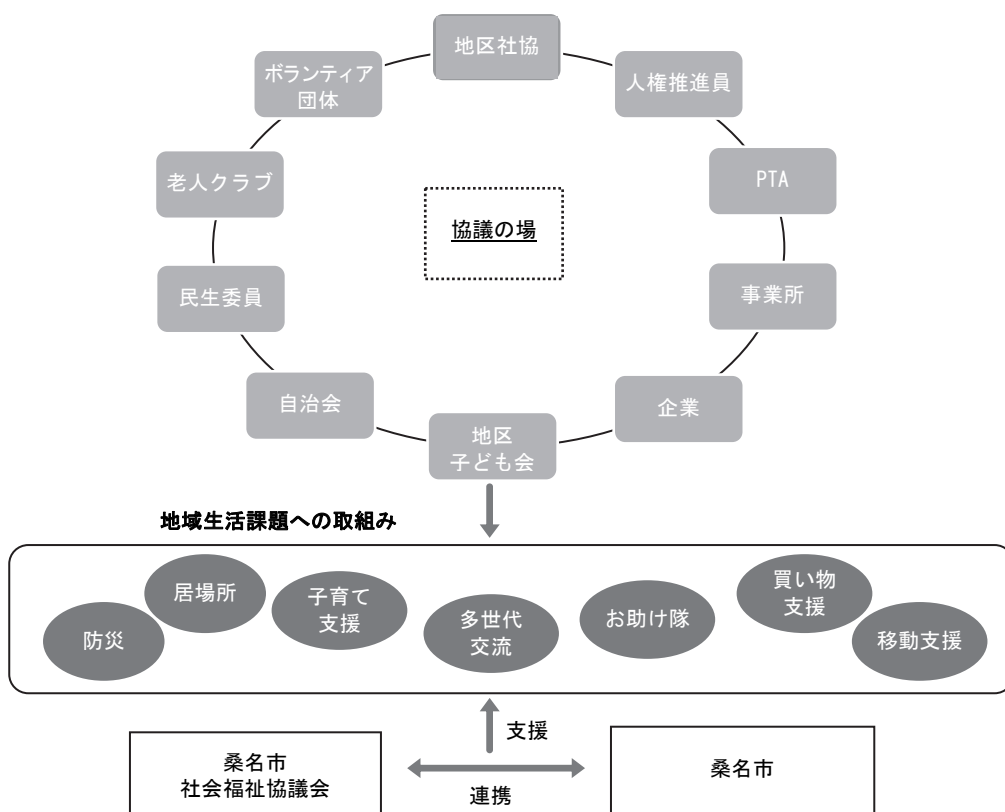
【協議の場 パターン①】



B：連携型

2つ目は、「まちづくり協議会」のさまざまな組織や団体と連携しながら「地区社協」も加わり、一緒に「話し合いの場」に望む形ですが、地域の状況に応じてさまざまな形で行われることが想定されます。

【協議の場 パターン②】



(3) 市全体で捉えた課題への展開

市社協は地域の福祉的な土壌づくりを推進しており、本計画では地域の実情に応じた地区別の取組が推進されるよう位置付けています。

しかし、障害者、認知症、外国人、子どもの貧困問題などやひきこもり、ゴミ屋敷といったいわゆる市全域からの視点で捉えた方が効果的な課題についても取組を推進していく必要があり、公的機関や地域の民間団体、さらには近隣市町や県など広域的に連携して取組んでいきます。

(4) 市民会議との協働

桑名市における地域福祉の特徴は、「第2期桑名市地域福祉計画」の策定を通じて市民が主体的に地域福祉活動を行うための桑名市地域福祉計画推進市民会議(以下「市民会議」といいます。)を立ち上げ、活動が続けていることであり、市民会議の活動なくしては、現在に至っていないと言っても過言ではありません。これまで、市民会議においては活動の範囲を全市域(第1層)として、市と市社協との連携のもと、取組を推進してきました。その間、市と市社協は、概ね第3層における地区社協の設立を進めるとともに、生活支援コーディネーター(全市域及び地域包括支援センター管轄区域)を配置し、より市民の生活に根ざした「地区」を単位に市民の生活を支援する取組を進めてきました。こうした背景のもと、市民会議の取組と地区社協やまちづくり協議会をはじめとした地域の住民主体の取組等をつなげ、より地域ごとの実情に即した取組に持っていくべきと考えます。

今後は、「桑名市地域福祉保健計画」に基づく、住民主体の活動が、より地域とつながるため、市民会議のメンバーと連携し、お互いの活動が相乗的に効果を発揮できるよう支援します。

(5) 地域における展開

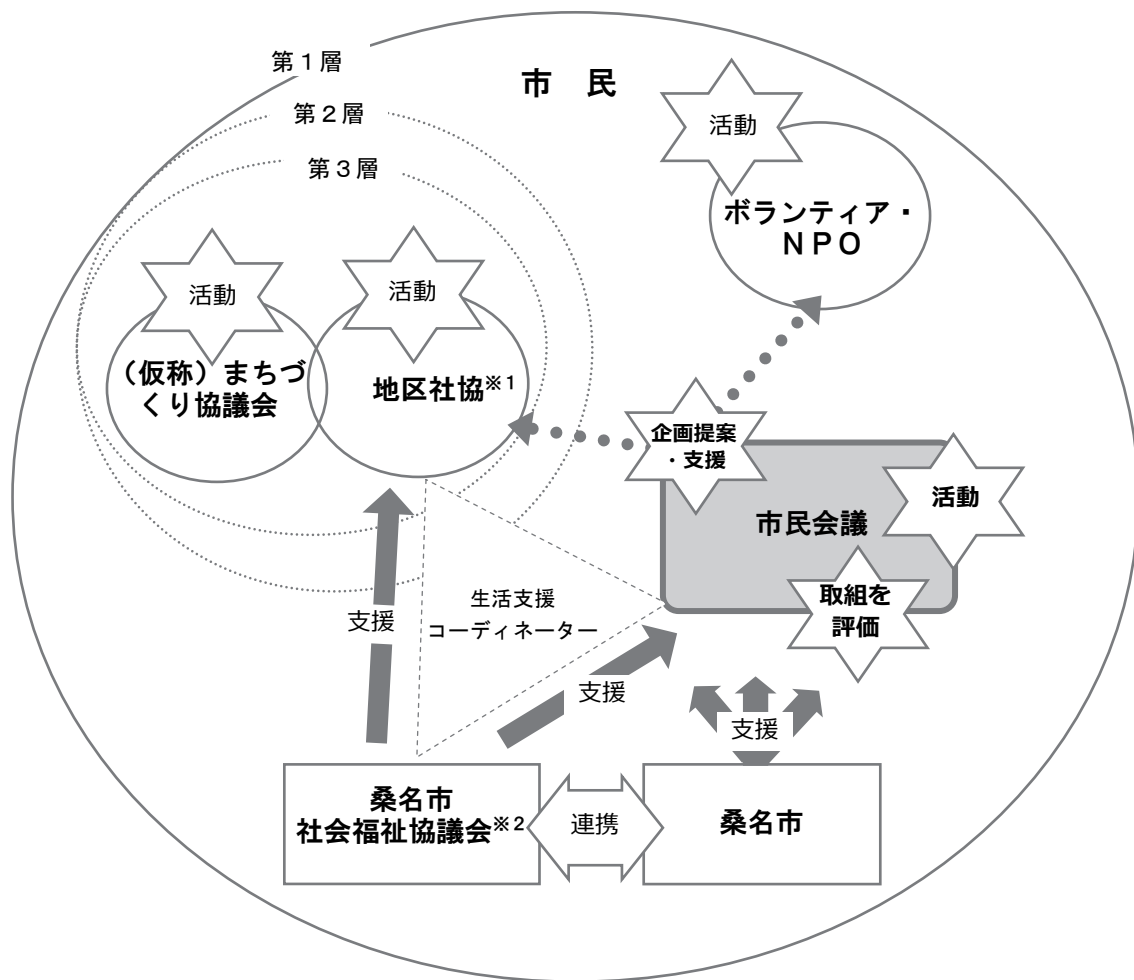
地域のさまざまな団体・個人の気持ちに寄り添いながら、住民のニーズにあった活動の後押しにより次の地域の助け合い活動に自然につながっていくように支援します。

地区別のつながりにとどまらず、広域における連携体制構築を図るため、各団体と各地区との連携体制を築き、組織間・団体間のネットワーク化を目指し、より地域の実態に合わせた圏域についての考え方を柔軟に捉えて支援します。

地域内の高齢者、障害のある人、子育て中の家庭、生活困窮者、外国人等が「支え手」「受け手」という関係を超えて、役割を担えるよう参加・活躍の場を増やします。

こうした多様な担い手の活躍やニーズに対応した新たな取組の創出などによって、まちを活気づかせ、地域経済が活性化するよう、「福祉でまちづくり」の視点を大切にしてさまざまな取組を進めていきます。

●地域福祉推進のイメージ



資料：桑名市地域福祉保健計画

※ 1：地区社協＝そこに住む住民が中心となって、地域での福祉活動に取り組む有志の団体

※ 2：桑名市社会福祉協議会（市社協）＝地域福祉の推進を生業とする専門職を中心とした団体

(6) 取組の柔軟な展開

本計画においては、「桑名市地域福祉保健計画」の地域福祉圏域の考え方を踏襲しながら、より地域の実態が反映されるよう、圏域について柔軟に捉え、地区別の実態に合わせた取組を推進していきます。しかし、貧困、障害等のように第1層（市全体）でとらえた方が効果的と考えられるものもあり、圏域については柔軟に考えつつ、取組によっては、第1層での展開のみの限るのではなく、第3層での展開も視野に入れながら、第1層の展開を第3層においても忠実に推進していきます。

(7) 各種団体の事務局業務の推進

市社協は、福祉関係団体（桑名市民生委員児童委員協議会連合会、桑名市老人クラブ連合会、桑名市遺族会、桑名市身体障害者福祉協会多度支部・長島支部、桑名市母子寡婦福祉協会長島支部、三重県介護支援専門員協会桑員支部）の事務局業務を行っています。今後も、市社協は、福祉関係団体の事務局業務を通じて、福祉に関わるさまざまな地域資源が効率よく効果的に活動できるよう支援するとともに、ネットワークの要としてコーディネート機能の強化を図ります。

また、本計画の推進にあたっては、市社協職員のバックアップは必要不可欠であると考えますが、それ以上に、計画周知の段階から、市関係所管をはじめ、これまでに培ってきた社協ネットワークも活用し、関係団体とも同席するなどしながら、計画をこれまで以上に効果的かつ効率的に推進する工夫をします。

(8) 進化する計画

本計画は、期間終了まで見直さないものではなく、あくまでスタート地点の意気込みと方向性をしめしたものです。したがって、時点報告的な事項を随時追加記載や修正を繰り返し、地区別に醸成していくものです。本計画中においては、地区別の該当頁がどんどん膨らんでいくことを予定しています。

これにより、随時、若しくは毎年度、本計画を増幅させる予定であるため、毎年度末などにおいて、他の地区の動きがわかる、報告会や意見交換会等を開催し、広域的なつながりの機会をつくります。

また、報告会等を開催する他に、市社協ホームページでは、随時更新し、いつでもそれを見れば、自地区だけでなく、他地区の動きもわかるようにします。

また、情報発信ツールとしても本計画を活用し、本計画の効果的な推進を図ります。

【計画の進行管理】

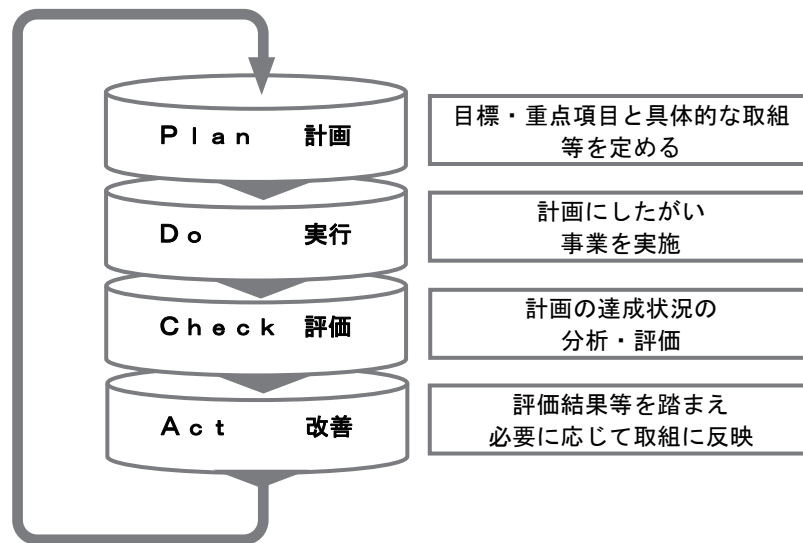
年度ごとに進捗状況をチェックするとともに、3年目には総括的な中間評価を行います。基本目標や重点項目を達成するうえで、PDCAサイクルを活用しながら検証します。

目標に対する社会福祉協議会の取組を年度ごとに計画し、年度末に振り返りを行い、活動を振り返りながら目標への取組方策を検討していきます。

また、地区社協やまちづくり協議会など住民主体の協議の場においても、地区の取組の振り返りを通じて、本計画全体について評価できるようにします。

ただし、前述したとおり、本計画は、あらゆる機会において地域住民の意見を聴取しながら、進化していく計画とします。したがって、本計画書は、そのきっかけにすぎず、常に加筆・修正を繰り返し、地区の実情等に即した生きた計画として、地域住民にとって具体的な活動指針となることを目指します。

●計画の進行管理（PDCAサイクル）



【計画の周知】

社協だよりや社協ホームページ、出前講座、各種イベントなどさまざまな場面を通じて、市民に周知・啓発を行います。

また、地区社協、まちづくり協議会、民児協、連合自治会、老人クラブ等に対しては、本計画で示した基本理念や目標、取り組み内容などを説明する機会を作ります。

さらに、ボランティアグループ、サークル等に参加されている人にも周知を行い、担い手の広がりを作ります。

なお、周知にあたっては、相手の状況に寄り添って、画一的ではなく柔軟にわかりやすく説明していくことを心がけます。

【市社協の役割】

市社協は、地域住民はもとより、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れた場所で安心して生活できることを目指し、地域のニーズに寄り添い、民間組織として柔軟な事業展開を図ってきました。

今後は、持続可能な地域共生社会の実現に向けて、ニーズの複合多様化や災害・感染症等非常時などに、迅速かつ的確に対応できるよう体制を整えるとともに、この計画の推進を通して、社協職員としての意識の共有化を図り、職員一人ひとりが主体的に資質の向上を目指していきます。

市社協は、これまで以上に、桑名市における地域福祉の推進役としての役割を果たしていきたいと考えます。